

綾町版エンディングノート



題名

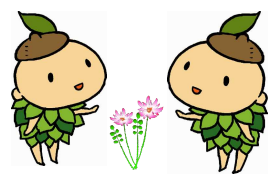


お名前

記録開始日:

エンディングノートは、自分の人生の終末について記したノートです。

万が一に備えて、家族や友人に伝えておきたいことや自分の希望を書き記すものです。身近な人に託す「たすき」として、自分を振り返る契機としてご利用ください。



エンディングノートの書き方・注意点

- 自分だけのエンディングノートです。題名をつけてみてはいかがでしょう。
- 好きなページから書き始めましょう。
- 必要だと思うページを選んで書いても良いでしょう。
- 何度書き直しても大丈夫。その際は、更新日を記入しましょう。
- 定期的に振り返り、状況に応じて修正することをお勧めします。
- ページが足りないときは、コピーして追加してください。
- 好きな写真を貼る、資料をはさむ等、自由にお使いください。
- 家族と相談しながら書いても良いでしょう。
- 大切な人以外に見られたくないページは、袋とじにしておくことができます。
- このノートがあることを誰かに伝え、存在を明らかにしておきましょう。



***個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。**

***エンディングノートには、法的効力はありません。**

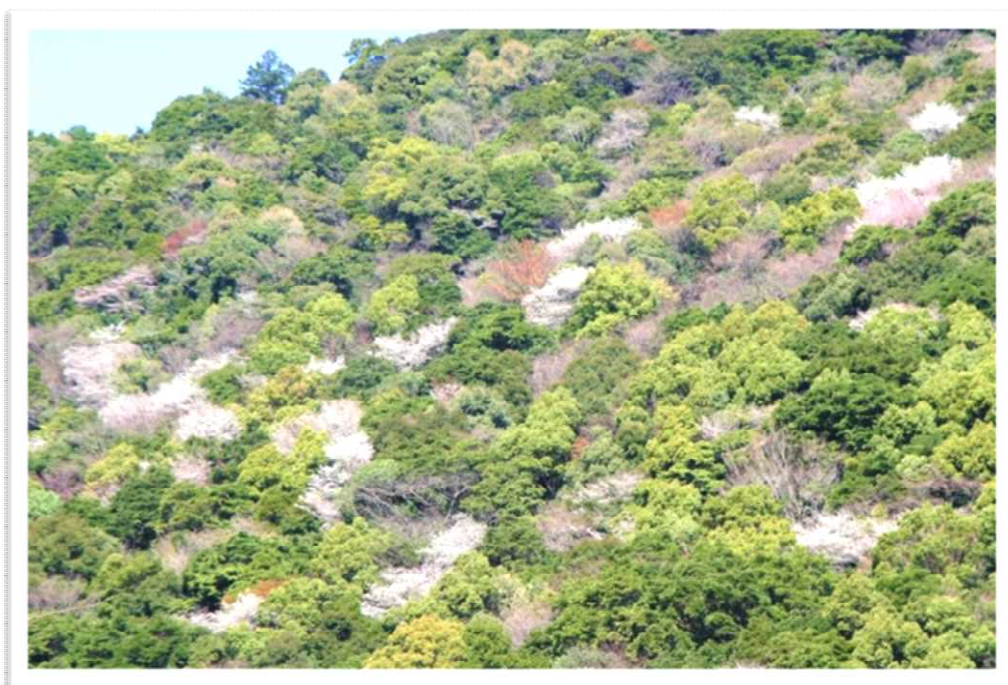
法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。

目次

はじめに	
エンディングノートの書き方・注意点	…3
第1章 わたしについて	
基本情報	…6
健康状態	…7
これまで	…9
今	…11
第2章 もしものときは	
病気になったら	…15
介護が必要になったら	…18
判断能力が低下したら	…19
第3章 エンディング	
葬儀のこと	…22
葬儀用写真集	…24
もしものときの連絡先	…25
お墓のこと	…27
渡したいもの	…28
処分したいもの	…29
遺言書の所在	…30
第4章 大切な人たち	
家族・親族(家系図、メッセージ)	…32
友人・お世話になった方(人とのつながり、メッセージ)	…35
ペット	…37
第5章 財産・契約について	
預貯金等の資産	…39
借入金・保険・契約等	…42
◎相談先・手続き	
相談・手続き先(綾町役場内・官公署等)	…45
相談・手続き先(綾町役場を除く)	…46

第1章

わたしについて



基本情報

健康状態

これまで

今

基本情報

記入日 年 月 日

フリガナ	生年月日		
名 前	<input type="checkbox"/> 大正	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 昭和		
	<input type="checkbox"/> 平成		
住 所 〒 ー			
	本 籍 地	筆頭者名	
現 在 ↓ 過 去			
電話番号 () ー			
携帯電話番号 () ー			
メールアドレス			
パソコン @			
携帯電話 @			
ソーシャルメディアのアカウント			
〈メモ〉*書き足りないことなどを自由にお書きください。			

*緊急連絡先については25ページをご参照ください。

健康状態

記入日

年

月

日

〈かかりつけの病院〉 *主治医にチェック☑を入れてください。

病院名・科 _____

電話番号 _____ - _____

医師名 _____

病 名 _____

病院名・科 _____

電話番号 _____ - _____

医師名 _____

病 名 _____

病院名・科 _____

電話番号 _____ - _____

医師名 _____

病 名 _____

〈メモ〉 *書き足りないことなどを自由にお書きください。

記入日

年

月

日

<健康保険証>

種類 国保・後期・社会保険 番号 _____

保管場所 [_____]

<その他 証明書等の有無>

介護保険証 有・無 保管場所 [_____]

障がい者手帳等 有・無 保管場所 [_____]

(身障 療育 精神 難病)

その他 (_____)

<アレルギー等 気をつけること>

<いつも飲む薬> *処方箋があれば貼っておくと良いでしょう。

お薬手帳の保管場所 _____

これまで

記入日

年

月

日

～思い出の振りかえり～

〈誕生時（例：名前の由来等）〉

〈幼少期〉

〈青春時代〉

〈その他の時代〉

記入日

年

月

日

〈学歴〉

〈職歴〉

〈出生地、これまで住んだ家・場所〉

〈大切な思い出〉 様々な思い出を綴ってみましょう。
思い出の写真等も貼ってみてはいかがでしょうか。

今

記入日

年

月

日

〈趣味・特技〉

〈好きな食べ物〉

〈好きな花〉

〈好きな音楽〉

〈好きな本・映画〉

〈好きな時間(例:お茶を飲みながら読書をする時間)〉

〈宝物・コレクション〉

<日課>

朝

昼

夜

<これからやりたいこと>



記入日

年

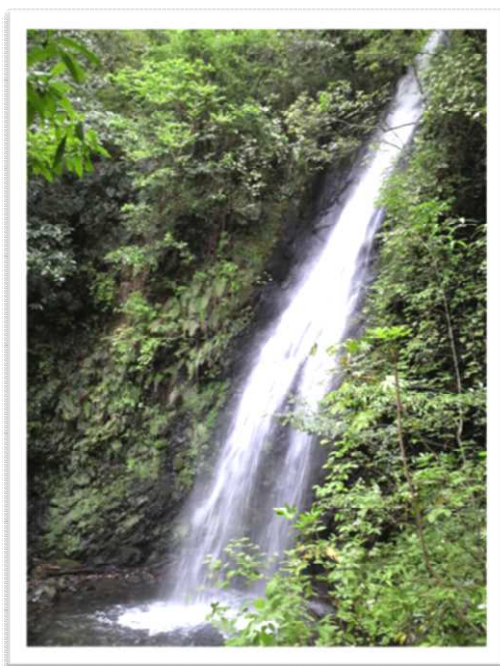
月

日

〈お気に入りの場所〉 好きな場所等を書いてみてはいかがでしょうか。

第2章

もしものときは



病気になったら
介護が必要になったら
判断能力が低下したら

もしものときのために

あなたが望む医療ケアについて、元気なときから前もって考え、信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

病気になったら

〈告知について〉

*チェック☑を入れてください。

病名・余命を告知してほしい

病名のみ告知してほしい

家族等にまかせる

その他

()

〈臓器提供・献体について〉

*チェック☑を入れてください。

臓器提供意思表示カードを持っている

臓器提供・献体を希望しない

献体の登録をしている

家族の判断にまかせる

登録先 _____

その他

電話番号 _____

()

次のページでは、「終末期医療に関する事前指示書」を案内します。終末期とは、「生命維持処置を行わなければ、比較的短時間であろう、不治で回復不能の状態」のことです。このような状態に陥ったとき、自分で治療やケアなどについて決めたり、人に伝えたりすることができるでしょうか。治療やケアに関する考えを、あなたの大切な人と話しておく、もしもの時に、あなたの考えに沿った治療やケアを受けられる可能性が高いと言われています。

「終末期医療に関する事前指示書」は、万が一あなたが自分の気持ちを話せなくなった時には、心の声を伝えることができるかけがえのないものになり、ご家族やお世話になる方の心の負担を軽くすることができます。



終末期医療に関する事前指示書

作成日 年 月 日 作成者

- 項目ごとにあなたの意思に沿った内容を書いておきましょう。なお、分からないことや決められないことは書かなくても構いません。
- 書いた内容はいつでも修正・撤回できます。また、定期的に見直すことも重要です。変更したときは、その日付を必ず記入しておきましょう。
- 作成するときは、医師やご家族、親しい人と相談のうえで行うとともに、この書面の存在を、医師やご家族、親しい人と共有しておきましょう。
- 法的意味はありません。

1 基本的な希望（希望の選択肢にチェック☑してください）

(1) 痛みなど

- できるだけ抑えてほしい（ 必要なら鎮痛剤を使ってもよい）
- 自然のままがいい
- その他（ ）

(2) 終末期を迎える場所

- 病院 自宅 施設 病状に応じて
- その他（ ）

(3) 上記以外の基本的な希望（自由にご記入ください）

（ ）

2 終末期になったときの希望（希望の選択肢にチェック☑してください）

(1) 心臓マッサージなどの心肺蘇生法

- 希望する 希望しない その他（ ）

(2) 延命のための人工呼吸器

- 希望する 希望しない その他（ ）

(3) 抗生物質の強力な使用

- 希望する 希望しない その他（ ）

(4) 胃ろうによる栄養補給

- 希望する 希望しない その他（ ）

(5) 鼻チューブによる栄養補給

- 希望する 希望しない その他（ ）

(6) 点滴による水分の補給

- 希望する 希望しない その他（ ）

(7) 上記以外の希望（自由にご記入ください）

（ ）

3 あなたが希望する医療について判断できなくなったとき、医師が相談すべき人

氏名		電話番号	
住所		あなたとの関係	

* この「終末期医療に関する事前指示書」は、国立長寿医研究センターの「私の医療に対する希望（終末期になったとき）」を参考に作成したものです。

	説	明
1 基本的な希望	(1) 痛みなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強い鎮痛剤（麻薬系鎮痛薬等）で痛みを抑えると、意識が低下する場合があります。 ・ 鎮痛剤を使うと、意識は低下するが、副作用で呼吸が抑えられることが多くあります。 ・ 「自然のまままでいたい」とは、できるだけ自然な状態で死を迎えたい、したがって、ある程度痛みがあっても、強い薬で意識レベルを低下させることは避けてください、という希望です。
2 終末期になったときの希望	(1) 心臓マッサージなどの心肺蘇生法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法とは、死が迫ったときに行われる、心臓マッサージ、気管挿管、気管切開、人工呼吸器の装着、昇圧剤の投与等の医療行為をいいます。 ・ 心臓マッサージをすると、心臓が一時的に動き出すことがあります。 ・ 気管挿管の場合、必ずしもすぐに人工呼吸器を装着するわけではなく、多くの場合、手動のバック（アンビューバック）を連結して医療スタッフが呼吸補助をします。この行為により、一時的に呼吸が戻る場合があります。
	(2) 延命のための人工呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終末期の疾患の違いにより、装着後、死亡するまでの期間は異なります。
	(3) 抗生物質の強力な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の合併があり、通常の抗生剤治療で改善しない場合、さらに強力に抗生物質を使用するかどうかの希望です。
	(4) 胃ろうによる栄養補給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に内視鏡と若干の器具を用い、局所麻酔下を開腹することなく、栄養補給のための胃ろうを作る手術（経皮内視鏡的胃ろう造設術）を受ける必要があります。鼻チューブよりも一般的に管理しやすい方法です。
	(5) 鼻チューブによる栄養補給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胃ろうや鼻チューブでは、常に栄養補給ができます。しかし、終末期の状態では、供給された栄養を十分に体内に取り入れることができなため、徐々に低栄養になります。また、栄養剤が食道から口の中に逆流して肺炎を合併することがあります。
	(6) 点滴による水分の補給	<ul style="list-style-type: none"> ・ すぐに重度の脱水にならないようにできます。栄養はほとんどなく、次第に低栄養が進行します。 ・ このほかに、太い静脈に点滴チューブを通し、より多くの栄養を持続的に入れる高カロリー輸液（IVH）という方法がありますが、胃ろう・鼻チューブでの栄養補給のときと同様、終末期では徐々に低栄養になります。また、点滴チューブを介した感染症を起こすことがあります。

* 医療行為について分からないことは、医師に相談するようにしてください。

介護が必要になったら

〈介護をお願いしたい人〉

*チェック☑を入れてください

配偶者 名 前 _____ 子ども 名 前 _____

その他

名 前 _____ [関係: _____]

〈介護してほしい場所〉

*チェック☑を入れてください

なるべく自宅を希望する

病院・施設

名称・場所等 _____

お任せする

〈介護の費用〉

*チェック☑を入れてください

私の預金や年金等でまかなってほしい

用意してある

保管場所等 _____

その他

()

記入日

年

月

日

判断能力が低下したら

〈財産管理などをお願いしたい人〉

*チェック☑を入れてください

配偶者 名前 _____

電話番号 _____

子ども 名前 _____

電話番号 _____

その他 名前 _____

電話番号 _____

「その他」の場合は、以下のいずれかにチェック☑

任意後見人

特に契約はしていない

*任意後見人については20ページの成年後見制度をご覧ください。

〈メモ〉 *書き足りないことなどを自由にお書きください。

成年後見制度の活用

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な方に、ご本人の権利を守る援助者「成年後見人」を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

成年後見人は、本人の心身の状態や考えを尊重し、不動産・預貯金などの財産管理、医療・介護・福祉サービスの利用契約などの身上保護を行います。配偶者や子などの親族のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士など本人の権利を擁護するのにふさわしい人を裁判所が選任します。

「任意後見制度」「法定後見制度」の2種類があります

●判断能力が不十分になる前に・・・①任意後見制度

●判断能力が不十分になってから・・・②法定後見制度

①任意後見制度／判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自ら選んだ任意後見人に支援してもらう内容をあらかじめ契約で決めておきます。契約は公正証書で、手続きは公証役場で行います。本人の判断能力が低下したときにご本人やその配偶者・四親等内*の親族等が家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任されて任意後見契約が開始されます。

②法定後見制度／認知症や障がいなどにより財産管理や各種契約ができなくなったときなどに利用する制度です。四親等内の親族や市町村長（身寄りがない場合など）が家庭裁判所に申し立てます。家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人を選任します。なお、誰を後見人等に選任するかは家庭裁判所の判断については、不服申立はできません。

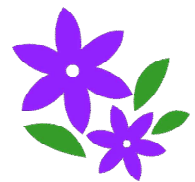
*ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族に当たります。

・親、祖父母、子、孫、ひ孫

・兄弟姉妹、おい、めい

・おじ、おば、いとこ

・配偶者の親、子、兄弟姉妹



問い合わせ・相談先

綾町福祉保健課

☎0985-77-1114

綾町社会福祉協議会

☎0985-77-3066

成年後見の申立先 宮崎家庭裁判所後見センター

☎0985-68-5144

第3章

エンディング



葬儀のこと
葬儀用写真集
もしものときの連絡先
お墓のこと
渡したいもの
処分したいもの
遺言書の所在

葬儀のこと

記入日

年

月

日

〈葬儀の場所〉

*チェック☑を入れてください

お任せする

希望がある

会場名

連絡先

その他

〈葬儀の型式について〉

*チェック☑を入れてください

仏式 (宗派)

神道式

キリスト教式(カトリック・プロテスタント)

その他 ()

〈喪主になってほしい人〉

*チェック☑を入れてください

配偶者

子 (具体的に:)

その他 ()

〈自宅以外で亡くなった時に帰る場所〉

お任せする

自宅

葬祭場

その他()

〈葬儀の規模〉

*チェック☑を入れてください

お任せする

家族・近親者、親しい友人のみ(家族葬)

来てくれる方全て(一般葬)

〈葬儀費用・葬祭業者などについて〉

*チェック☑を入れてください

用意している

葬儀社:

連絡先:

互助会

連絡先:

会員 No.()

用意していない

その他()

記入日

年

月

日

〈 香 典 〉

*チェック☑を入れてください

いただく

辞退する

〈 遺 影 〉

*チェック☑を入れてください

お任せする

用意してある

保管場所

次のページに貼ってある

〈 メ モ 〉

*書き足りないことなどを自由にお書きください。

(例:葬儀の花・音楽などお好みで)



葬儀用写真集

記入日

年

月

日

*葬儀中には思い出の写真が複数枚必要となる場合があります。

自分の好きな写真を用意しましょう。



遺影用

葬儀用



年 月 日 撮影場所:

年 月 日 撮影場所:



葬儀用

葬儀用



年 月 日 撮影場所:

年 月 日 撮影場所:

もしものときの連絡先リスト

*備考欄には、どんな場合に連絡してほしいか、してほしくないかを書きましょう。

(例:葬儀の連絡はしてほしいが、入院の連絡はしてほしくないなど。)

ふりがな 名前 と 関係	住所 ・ 電話番号	備 考
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	
関係 ()	〒 電話 () -	

*備考欄には、どんな場合に連絡してほしいか、してほしくないかを書きましょう。

(例:葬儀の連絡はしてほしいが、入院の連絡はしてほしくないなど。)

名前 <small>ふりがな</small> と 関係	住所 ・ 電話番号	備 考
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	
	〒	
----- 関係 ()	電話 () -	

記入日 年 月 日

お墓のこと

〈お墓の場所〉

*チェック☑を入れてください

希望なし

希望あり (個別墓 合葬墓 集合墓)

名称・場所等

すでにある

名称・場所等

* 綾町公園墓地についてのお問合せは綾町役場町民課生活環境係 電話77-3465

〈遺骨の埋葬〉

*チェック☑を入れてください

家の墓地を希望

分骨を希望 場所: _____

散骨を希望 場所: _____

その他

〈お墓の費用〉

*チェック☑を入れてください

私の預金や年金等でまかなってほしい

用意してある

保管場所等: _____

その他

注意!
預金凍結中は引出しが
できません。

記入日

年

月

日

渡したいもの～形見分け～

何を 品名 _____

保管場所 _____

誰に 名前 _____ 関係 _____

連絡先 _____

メッセージ

何を 品名 _____

保管場所 _____

誰に 名前 _____ 関係 _____

連絡先 _____

メッセージ

何を 品名 _____

保管場所 _____

誰に 名前 _____ 関係 _____

連絡先 _____

メッセージ

処分したいもの

〈携帯電話〉 *チェック☑を入れてください

契約会社 _____

データ(☐削除してほしい ☐家族等に任せる ☐その他 _____)

ロック画面解除番号(_____)

備考

〈パソコン〉 *チェック☑を入れてください

プロバイダー契約会社 _____

データ(☐削除してほしい ☐家族等に任せる ☐その他 _____)

ログインID(_____)ロック画面解除番号(_____)

備考

〈日記・写真〉 *チェック☑を入れてください

見せてもよい

廃棄してほしい

家族等に任せる

その他 _____

備考

〈メモ〉

*書き足りないことなどを自由にお書きください。

*不用品を処分する際は、町の分別方法に従って、適切に処分してください。

*元気なうちに不用品処分に取りかかり、日頃から整理整頓を心がけると良いでしょう。

*使える不用品は、譲渡するなど、有効活用すると良いでしょう。

遺言書の所在

記入日 年 月 日

〈遺言書の有無〉

- 作成していない
- 作成している(保管場所:)
- ↓
作成している場合は、以下のいずれかにチェック

自筆証書遺言 (作成年月日:)

公正証書遺言 (作成年月日:)

その他() (作成年月日:)

*自筆証書遺言は、封がされている場合、封がされていない場合も、開封前に家庭裁判所で検認手続きをとってください。

〈メモ〉 *書き足りないことなどを自由にお書きください。

第4章

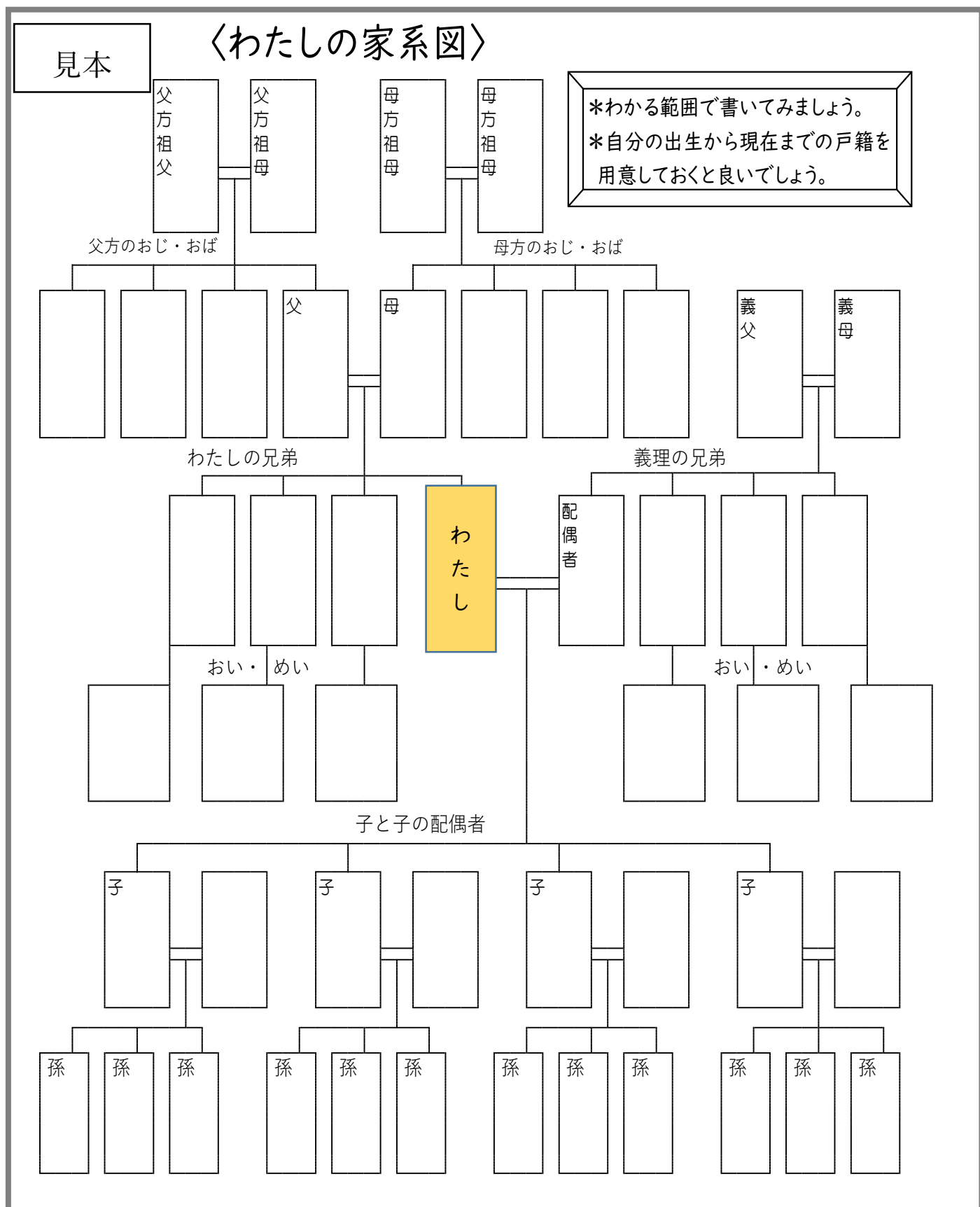
大切な人たち



家族・親族（家系図、メッセージ）
友人・お世話になった方
ペット

家族・親族

記入日 年 月 日



家系図は個々人によって大きく異なります。
次のページでご自身の家系図を作成しましょう。

わたしの家系図

記入日

年

月

日

法廷相続人

	私と相続の割合	
第1順位	子(子が死亡している場合は、孫へ(代襲相続) 子がない場合は、第2順位へ)	配偶者 1 / 2
第2順位	父母(父母が先に亡くなり祖父母がいる場合は、祖父母へ)	配偶者 2 / 3
第3順位	兄弟姉妹(兄弟姉妹が先に亡くなり、その子(甥姪)がいる場合は、甥姪へ)	配偶者 3 / 4

*代襲相続とは、私の子が私よりも先に死亡した時や欠格・廃除によって相続権を失った時に、亡子の子(私の孫)が相続することです。

記入日

年

月

日

家族・親族へのメッセージ

さんへ メッセージ

さんへ メッセージ

さんへ メッセージ

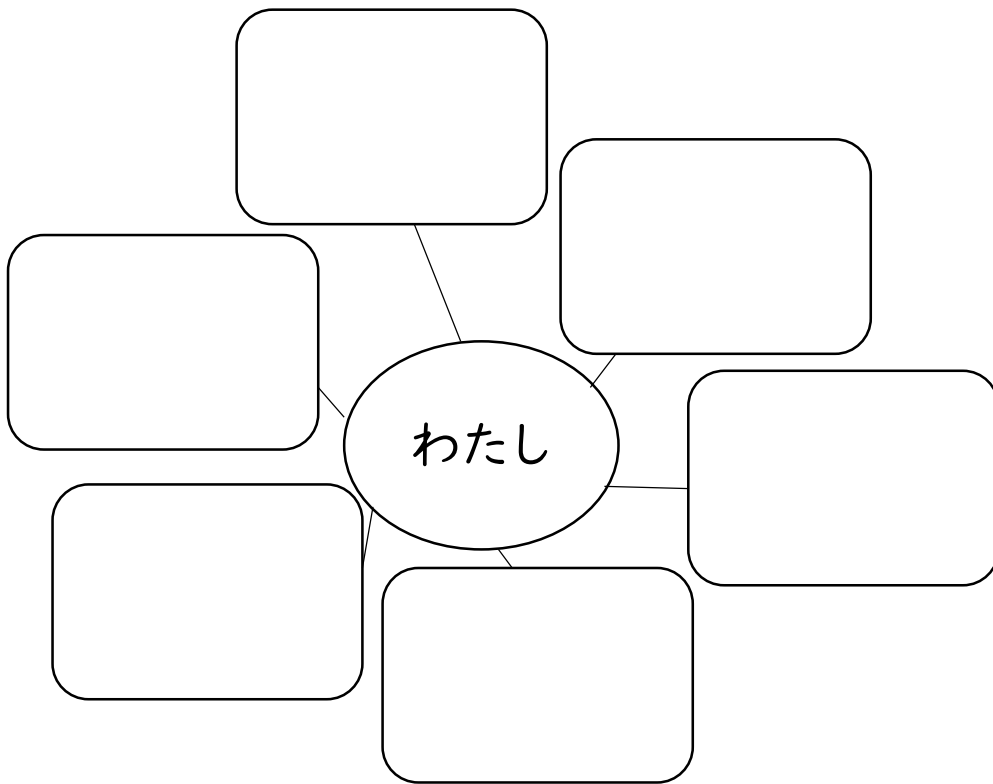
さんへ メッセージ

友人・お世話になった方

〈わたしの人とのつながり〉

*自身に関わる親しい人の名前と関係等を に記入します。

書き切れないときは、 を足してください。



記入日

年

月

日

友人・お世話になった方へのメッセージ

さんへ メッセージ

さんへ メッセージ

さんへ メッセージ

さんへ メッセージ

ペット

*もしものことがあったときに、誰かにペットの世話ををお願いすることを想定して記入してください。

■ペットの種類 犬 ・ 猫 ・ その他()		
■名前	■生年月日	■性別
■登録番号(犬)	■避妊・去勢手術の有無 有 ・ 無	
■かかりつけの動物病院 病院名 _____ 電話番号 _____		
■ごはん いつものごはん	好きなごはん	
回数 一日()回	時間帯	
■私にもしものことがあったら(例:〇〇さんに引き取ってもらいたい 等) 		
■その他(例:飼育上の注意 等) 		

*ペットの引取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼をしておき、費用については、財産の中から負担付遺贈をする等、遺言書に書いておくと良いでしょう。

第5章

財産・契約について



預貯金等の資産
借入金・保険・契約等

預貯金等の資産

〈不動産〉*不動産を買ったときの領収書や契約書・図面・登記簿などは、まとめておきましょう

所	在	地	名	義	人	持	ち	分	備	考

〈不動産の管理〉

*チェック☑を入れてください。

- 相続人の中で相談してほしい(相続予定の方へ事前に話しておく)
- 特定の人に引き継がせたい
- その他()



大切な不動産を引き継ぐために考えておきたいこと



相続を契機に不動産が空き家になり、近隣トラブルとなるケースが多く生じています。不動産は相続された方が困らないように、管理方法を決めておくようにしましょう。そのためには、遺言書に引き継ぐ人と管理方法を記載しておきましょう。事前に相続予定の方にお話ししておくことをお勧めします。また、相続する人がいない場合は、管理方法について事前に検討しておきましょう。

記入日 年 月 日

〈預貯金〉*インターネット口座もあれば、記録しておきましょう。

金融機関名・支店名	口座の種類	口座番号	口座名義

〈債権・株式・投資信託などその他資産〉

金融機関・支店	種類	口座番号	銘柄

デジタル資産については、次ページに記入欄を設けています。



記入日 年 月 日

〈高額購入品〉

*骨董品やコレクション品で家族に価値が分からないものは領収書を残しておきましょう。

品目	購入額	保管場所	譲渡先

〈デジタル資産（ネット証券、有料アプリ・コンテンツなど）〉

サービス名称	サービス利用		スマホ/ パソコン	スマホ/パソコン利用 認証	
	ID	パスワード		ID	パスワード

・ネット証券(株・FX)などの口座を見落とすと知らないうちに大きな損失を被ってしまうことがあります。有料コンテンツなども解約しないと継続して利用料金等が引き落とされてしまいます。

・パソコン・スマートフォン等の処分について

相談窓口 リネットジャパン 公式ホームページ <https://www.renet.jp>



記入日 年 月 日

借入金・保険・契約等

〈保険など〉*生命保険・地震保険・火災保険・自動車保険など

保 険 会 社	保 険 の 種 類	証 券 番 号	受 取 名 義 人

〈クレジットカード〉

カ ー ド 会 社	引 き 落 と し 先 の 銀 行 の 情 報	使 用 用 途 な ど

〈借入金・ローン・債務・公租公課など〉

借 入 先	金 額	返 済 方 法	備 考

記入日 年 月 日

〈公的年金〉

基礎年金番号	種類	受給金額	備考

〈個人年金・企業年金〉

名称	番号・記号等	備考

〈定期購読・定期購買・リース契約〉新聞・雑誌・栄養剤・車など

契 約 内 容	契 約 先	電 話 番 号	備考(会員番号等)

記入日 年 月 日

〈生活基盤の契約〉

種 類	契 約 先	支払方法(引落口座など)	備 考
電 気			
ガ ス			
電 話			
携 帯 電 話			
インターネット			
インターネットの プ ロ バ イ ダ ー			

〈メモ〉*書き足りないことなどを自由にお書きください。



〈生活基盤の契約〉相談・手続き先（綾町役場管轄）

綾町役場 ☎0985-77-1111（代表）		
主な内容	担当課・係	各課・係直通番号
介護についての相談	地域包括支援センター	0985-77-3141
国民健康保険（資格） 葬祭費の申請（国民健康保険被保険者） 国民年金	町民課・町民係	0985-77-3466
後期高齢者医療保険（資格・保険料） 葬祭費の申請（後期高齢者医療被保険者） 介護保険制度（資格・保険料）	福祉保健課・保健推進係	0985-77-1114
障がいの手当・助成	福祉保健課	
高齢者のサービス （おでかけバスカ・タクシー券・温泉券）	福祉・児童家庭係	
粗大ごみの処分 家財・廃棄物処分に関する相談	町民課・生活環境係	0985-77-3465
ゴミの分別の検索 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 *アプリ利用は無料ですが、利用にかかるパケット通信料などは利用者の負担となります。 *アプリで個人情報を入力する必要はありません。	お使いの端末で右のQRコードからストアにアクセスし、アプリをインストールしてください。 地区設定で「宮崎県」→「綾町」と選択した後、お住まいの地区を設定してください。	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>iphone</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>Android</p>  </div> </div>
上下水道・浄化槽・農業集落排水	建設課・上下水道係	0985-77-3467
綾町公園墓地（個別墓・合葬地）	町民課・生活環境係	0985-77-3465
犬の登録・狂犬病の予防接種		
住民税・固定資産税・地籍調査・国保税 軽自動車税（バイク・トラクター含む）	町民課・税務係	0985-77-1113
町営住宅	財政課・管財係	0985-77-2948
防災無線（個別受信機）	総務課・危機管理係	0985-77-1112
戸籍・住民票 個人番号カード（マイナンバーカード） 印鑑登録証	町民課・町民係	0985-77-3466

*相続税・相続登記の相談は次のページでご案内します。



相談・手続き先(官公署等)

主な内容	名称	電話番号・ホームページ
犯罪被害等の通報	高岡警察署	0985-82-4110
相続による所有権等移転登記	宮崎地方法務局	0985-22-5124
相続・遺言の相談	相続・遺言相談センター	0985-28-8538
未登記家屋や土地の測量	宮崎県土地家屋調査士会	0985-27-4849
相続税の申告・納付 故人の所得税確定申告	宮崎税務署(事前予約必須)	0985-29-2151
相続税に関する相談	南九州税理士会 宮崎支部 (税理士の紹介はおこなっていません。)	0985-28-2578
国民年金 厚生年金	宮崎年金事務所	0985-52-2111
電気の使用停止 料金の支払い 名義変更	九州電力 宮崎営業所 電話は月～金曜日(休日を除く) 9時～17時	0120-879-559
電話の使用停止 電話の転送手続き 料金の支払い 名義変更	NTT 西日本	116

～各種手続きや金銭管理が不安になったら～

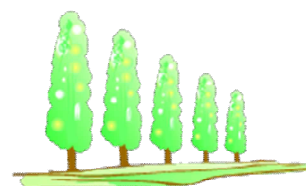
綾町社会福祉協議会 0985-77-3099

〈日常生活自立支援事業〉

[対象者] 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、
判断能力が不十分な方

[お手伝いの内容] 福祉サービスの手続き、日常的な金銭管理、各種行政手
続き、通帳・実印等書類などの預かり

[利用料] 1回1時間まで 1,200円+交通費1kmあたり15円



～判断能力が低下したら(成年後見制度について)～

【相談】

- 綾町福祉保健課 0985-77-1114
- 綾町社会福祉協議会 0985-77-3066
- 一般社団法人 宮崎県社会福祉士会 0985-86-6111
〒880-0007 宮崎県宮崎市原町2-22
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 宮崎県支部 0985-28-8599
〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目8番39-1号
- 宮崎県弁護士会 〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目8番45号
0985-22-2449
高齢者・障がい者無料相談 毎週金曜日(祝日除く)
0985-23-6112 (予約不要)

～任意後見人・遺言について～

【任意後見人・遺言に関する相談・問い合わせ】

- 宮崎公証人合同役場 0985-28-3038
〒880-0802 宮崎県宮崎市別府町2-5コスモ別府ビル2階

～遺言・相談問題・成年後見等のトラブルにあったら～

- 日本司法支援センター宮崎地方事務所(法テラス宮崎)0570-078367
〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3階

～ペットが飼えなくなったとき(犬・猫のみ)～

- みやざき動物愛護センター 0985-84-2600
〒889-1601 宮崎県宮崎市清武町木原4543-8



綾町版エンディングノート

令和4年12月:初版

令和5年4月:追記(ゴミ分別あぶり)

編集発行・問合せ先

〒880-1392 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地

綾町役場 福祉保健課 電話0985-77-1114